

鳥取県告示第 917 号

肥料取締法（昭和 25 年法律第 127 号）第 7 条第 1 項本文の規定に基づき、次の肥料を登録したので、同法第 16 条第 1 項の規定により告示する。

平成 19 年 11 月 6 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

登録 番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (パーセント)	その他 の規格	生産業者の名称及び 住所	登録年月日
鳥取県 第542号	蒸製毛粉	ニューフェ ザーミール	窒素全量 12.0		米久東伯株式会社 東伯郡琴浦町大字中尾84 - 1	平成19年10月12 日
鳥取県 第543号	魚廃物加工 肥料	フィッシュ ソリュブル 吸着肥料	窒素全量 6.0 りん酸全量 1.0	公定規 格のと おり	有限会社錦海化成 境港市昭和町7-3	平成19年10月11 日